

国民健康保険から…

国民健康保険税の減免制度

主な事情の種類	減免事由	減免割合
災害	納税義務者が災害により障害者(地方税法に該当する障害者)になった場合	保険税の90%を減免
	納税義務者(その世帯に属する被保険者を含む。)の前年所得の合計額が1,000万円以下で、災害等による被害が、財産の3分の1以上の被害に及んだ場合	前年所得及び被害の程度により、保険税の12.5%~100%を減免
	納税義務者の前年所得の合計額が1,000万円以下で、災害等による被害が、平年における農作物による収入の3分の1以上の被害に及んだ場合	前年所得により、保険税の20%~100%を減免
所得激減	納税義務者(その世帯に属する被保険者を含む。)の前年所得の合計額が500万円以下で、失業又は事業の休廃、疾病等により、前年所得に対して当該年度の2分の1以上減少した場合(定年退職、自己の責に帰すべき理由による解雇、失業及び毎年恒常的(季節的含む。)失業等を除きます。)	前年所得及び所得減少の程度により、保険税の20%~100%を減免
生活保護	生活保護の適用を受けることになった場合	保険税の100%を減免

災害・失業・倒産など特別な事情により、国民健康保険税を納めることが困難な場合は

申請により保険税を減免できる場合があります。減免措置の主な内容は次のとおりとなります。

減免にはそれぞれ細かな基準が設けられており、上記に該当した場合でも所得などにより、減免にならない場合があります。詳しくは、税務財政課税務グループ又は住民課国保医療係までご相談ください。

国民健康保険一部負担金(医療機関窓口本人支払分)の減免制度

災害やリストラによる失業など特別な事情により収入が一定額以下になった場合は、申請により病院に支払う医療費の一部負担金(通常3割)の減免や徴収猶予が認められることがあります。詳しくは住民課国保医療係までご相談ください。

問合せ 住民課国保医療係
 ☎74-3002・税務財政課税務グループ ☎74-3003



国民健康保険被保険者証更新のお知らせ

現在使用している被保険者証の有効期限は、9月30日となっています。被保険者証の更新を行いますので、近くの会場で新しい保険証と交換してください。

虻田地区の方で会場に来ることのできない場合は、9月28日以降、役場国保医療係窓口(本町地区、花和地区の方)又は洞爺湖温泉支所(温泉地区、月浦地区)で保険証の更新を受けてください。洞爺地区の方で会場に来ることのできない場合は、10月以降も洞爺総合支所で保険証の更新ができますが、早めに交換してください。

虻田地区

月日	時間	会場
9月17日(木)	9:00~17:30	洞爺湖町役場
	10:30~11:30	清水集会所
9月18日(金)	13:30~14:30	あぶたふれ合いセンター
	15:00~16:00	本町生活館
	16:30~17:30	洞爺湖町役場
9月24日(木)	9:30~10:30	あぶたコミュニティーセンター
	13:30~14:30	泉集会所
	15:00~16:00	高砂集会所
9月25日(金)	16:30~17:30	入江集会所
	10:00~15:00	洞爺湖温泉支所
	15:30~16:30	月浦集会所
	15:30~16:30	花和集会所

洞爺地区

月日	時間	会場
9月18日(金)~9月30日(水)	9:00~17:30	洞爺総合支所